

令和4年3月7日

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力要請を踏まえた 本市の対応について

■概要

令和4年3月4日、国において、埼玉県に対するまん延防止等重点措置期間が、同年3月21日まで延長された。それを受け、埼玉県から「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」（以下「県協力要請」という。）が、示された。

そこで、本市では、県協力要請を踏まえ、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応している。

記

1 市有施設の取扱いについて

これまでの取扱いを令和4年3月21日（月）まで延長する。

《これまでの取扱い》

期間：令和4年1月21日（金）から同年3月6日（日）まで

「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」の県有施設の取扱いに準じて対応するものとする。

なお、学校体育施設開放事業については、市内小中学校の児童生徒の感染拡大を考慮し、引き続き休止とする。

2 市主催イベント等の取扱いについて

これまでの取扱いを令和4年3月21日（月）まで延長する。

《これまでの取扱い》

期間：令和4年1月21日（金）から同年3月6日（日）まで

市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

なお、「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について」の「イベントの開催制限について」の要請事項を遵守するものとする。